

令和 7 年度

春日部市一般廃棄物処理実施計画

《気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち》

第 1 編 ごみ処理実施計画

1 計画区域

春日部市全域

2 一般廃棄物の種類及び計画排出量

(単位：t)

区 分		年間計画排出量		
		家庭系ごみ	事業系ごみ	※
可燃ごみ		41,704	19,038	60,742
不燃ごみ		1,904	147	2,051
資源物	びん・かん・ペットボトル	2,542		2,542
	新聞紙・雑誌・段ボール・雑紙	2,192		2,192
	紙パック	10		10
	古繊維類	525		525
	食品リサイクル・樹木		1,176	1,176
有害・危険ごみ		141		141
粗大ごみ		1,273	34	1,307
合 計		50,291	20,395	70,686
動物死体		443 体		

※ 数値は、実態を鑑み、令和 5 年度の実績値を用いている。

3 ごみの排出抑制・資源化計画

(1) ごみの発生抑制・再使用の推進

①容器包装廃棄物の発生抑制

事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り、量り売りの促進、詰め替え商品の利用促進などにより容器包装廃棄物の減量化を推進します。

○主な取組

- ・優良事例の紹介等、容器包装廃棄物の減量に関する情報の提供

②3M運動の推進

市民の誰もが気軽に実践できるごみ減量化策として、マイバッグ、マイボトル、マイはしを市民へ推奨するとともに、利用が普及するよう啓発に努めていきます。

○主な取組

- ・広報、市公式ホームページやSNS等を活用し普及啓発を行います。
- ・職員が率先して3M運動を実践します。

③再使用の推進

使い捨て中心の社会から、使えるものは繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの発生抑制を目指します。

○主な取組

- ・優良事例の紹介等、再使用に関する情報提供を行います。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・市役所におけるグリーン購入品の割合を増やします。
- ・再生品利用を推進します。

④生ごみの水切り運動の促進

生ごみは重量の約80%が水分と言われているため、市民一人ひとりが水切りをすることにより、ごみの減量化が期待できます。水切り方法や水切りグッズの普及啓発に努め、家庭での生ごみの水切り運動を促進していきます。

○主な取組

- ・水切り方法や水切りグッズの普及啓発を行います。

⑤生ごみの減量化

春日部市の家庭から出る可燃ごみの約45%を生ごみが占めています。これまでも市民講師の協力を得て生ごみ堆肥作り講習会を開催してきましたが、更なる生ごみの減量化を推進するため、減量化に関する情報提供に努めるなど取組の強化を図ります。

○主な取組

- ・生ごみ堆肥作り講習会の開催等、体験型の施策を実施します。
- ・生ごみの減量化に関する情報提供を行います。

⑥食品ロスの削減

食品ロスを削減するため、使い切り、食べ切りの推進や啓発講座の開催など、多様な手段で市民への周知を図り、家庭での取組を促進します。また、フードバンクやフードパントリー、子ども食堂などでの活用を進めることで廃棄される食品を減らす取組を推進します。

○主な取組

- ・啓発講座の開催等、体験型の施策を実施します。
- ・事業者と連携し、食品ロス削減の取組を行います。

⑦プラスチック資源の循環的利用の推進

プラスチックごみの発生抑制や循環利用に向けた取組を推進するとともに、ポイ捨て・不法投棄対策により河川等への流出防止を図ります。また、プラスチックを含むごみを焼却する際は、熱回収による発電を実施します。

○主な取組

- ・ペットボトル飲料容器を適正に分別し、ペットボトルキャップの資源化への取組を市内公共施設において実施します。
- ・自主的に行う地域のごみ収集に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を実施します。
- ・再生利用可能なプラスチックを調査し、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを推進します。
- ・プラスチックごみの排出削減・分別を徹底するため、機運醸成を図ります。

⑧家庭ごみ有料化の調査・研究

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保やごみの減量化及び資源化の促進といった効果が期待できます。しかし、市民への新たな負担が生じることにも

なるため、他市町村の動向等を調査するとともに、他の減量化の施策を進める中でその効果を試算し、研究します。

○主な取組み

- ・他の減量化施策を進める中で有料化の効果を試算し、研究します。
- ・ごみ処理経費を公開します。
- ・他市町村の動向等を調査・研究します。

⑨ごみ処理手数料の見直しの検討

排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、排出者に適正な負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

○主な取組

- ・ごみ処理手数料の見直しについて検討します。
- ・ごみ処理経費を公開します。
- ・他市町村の動向等を調査・研究します。

⑩各種媒体による情報提供

市民一人ひとりが身近な環境問題に関心を持ち、自ら主体的に取り組んでいけるよう広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。また、より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成し、ごみの適正分別や減量化及び資源化の啓発を行います。

○主な取組

- ・広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。
- ・より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成します。

⑪環境教育の充実

幼児から大人まで、年齢に応じた環境教育を行うとともに、各種イベントなどを活用しながら、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及び資源化の意識高揚を図ります。また、出前講座や施設見学会などを開催し、学習機会の創出を図ります。

○主な取組

- ・出前講座や処理施設の見学会など、市民の学習の場を提供します。

⑫クリーンかすかべ推進員との連携

市と地域のパイプ役として活動するクリーンかすかべ推進員との協働を継続して行います。研修会の開催や施設見学会を通じて、推進員の活動を支援します。

○主な取組

- ・研修や施設見学会等を通じて、推進員の活動を支援します。
- ・クリーンかすかべ推進員と情報交換を行い、連携します。

⑬環境美化の推進

自治会やボランティアなどによる市民の自主的な美化活動を促進し、身近な環境問題への関心を高めます。美化活動の後方支援として、ごみ袋の提供やごみの回収等を継続して実施します。

○主な取組

- ・ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を実施します。
- ・市内一斉清掃「春のクリーンデー」を開催します。

(2) 資源化の推進

①資源物排出先の拡充

資源化を促進するため、牛乳パックやインクカートリッジの拠点回収を公民館等で行っていますが、より多くの市民に利用されるよう情報提供に努めるとともに、回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。

○主な取組

- ・拠点回収の情報提供を行います。
- ・回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。

②集団資源回収団体への支援

集団資源回収は、資源の有効利用のみならず、ごみの減量、将来を担う子ども達の環境意識の向上、地域のコミュニティ作りにもつながります。今後も奨励金交付制度による支援を継続して行うとともに、団体数と回収量の増加に向けて取組を進めていきます。

○主な取組

- ・資源物の市場価格を勘案しながら奨励金の交付を行います。
- ・集団資源回収未実施の団体に参加を促します。

③雑紙分別の促進

現在可燃ごみの中に約３割程度含まれている紙類の更なる分別徹底が必要です。雑紙の排出方法の啓発強化などを通じて紙類の分別資源化を推進します。

○主な取組

- ・ 雑紙の排出方法の啓発を行います。
- ・ ペーパーレス化の推進やコピー用紙の使用枚数の削減などにより、庁内から出るごみを極力減らし、出たごみは分別を徹底します。
- ・ 関係部署と連携を図り、小学生等を対象とした動画を活用した啓発を行います。

④分別排出の徹底

ゴミニケーションカレンダー等を市民や転入者に配布し、分別排出の周知と定着を更に図り、排出段階におけるごみと資源の分別徹底を更に推進します。

○主な取組

- ・ 令和７年１１月を目途に、ごみ分別アプリを導入し、市民が分別方法を手軽に検索したり、収集日のお知らせを受けたりすることができるようにします。
- ・ ごみ分別アプリは多言語対応とし、アプリを知ってもらう機会としてごみの出し方多言語パンフレット作成し、転入手続き時に窓口で配布します。
- ・ 令和８年２月を目途に、ごみ問合せ自動音声応答システムを導入し、市民が閉庁日や閉庁時間帯においても電話で分別方法を知ることができるようにします。
- ・ 事業者には分別強化を依頼します。

⑤搬入検査の強化

市の処理施設に搬入される事業系ごみには、資源物や産業廃棄物の混入が見受けられます。搬入されたごみの展開検査を積極的に実施し、不適正な排出を行っている事業者については改善を指導します。

○主な取組

- ・ 処理施設に搬入されたごみの展開検査を強化します。
- ・ 不適正排出を行っている事業者に指導します。

⑥事業者への支援・啓発・指導

事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシ配布や市公式ホームページへの掲載等、啓発活動を積極的に行います。廃棄物減量等計画書に基づいてごみ排出の実態把握、適正処理の指導を行うとともに、ごみの減量化及び資源化の方法等につい

て情報提供を行います。

○主な取組

- ・適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシの配布を行います。
- ・廃棄物減量等計画書に基づいて、不適正処理をしている事業者には指導を行います。
- ・ごみの減量化及び資源化の方法等について情報提供を行います。

⑦焼却残さの資源化

豊野環境衛生センターから発生する焼却残さについては、セメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。

○主な取組

- ・焼却残さのセメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。

(3) 安全かつ適正な処理事業の推進

①中間処理施設の維持管理

2016 年度（平成 28 年度）に策定した「春日部市一般廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画」に基づき、費用の削減・平準化を図りつつ施設の維持管理を進めていきます。

○主な取組

- ・安全かつ適正に維持管理を行います。

②次期処理施設建設の検討

豊野環境衛生センター、クリーンセンター、資源選別センター、最終処分場水処理施設は、いずれの施設も竣工から 20 年以上経過しているため、将来の処理体制を見据え、処理施設建設の検討を行います。

○主な取組

- ・次期処理施設建設の検討を行います。

③最終処分量の削減

限りある最終処分場を長く利用するため、更なるごみの減量化及び資源化を推進し、焼却残さのセメント原料化等を進め最終処分量を削減します。

○主な取組

- ・更にごみの減量化及び資源化を推進し最終処分量を削減します。

④適正な最終処分の実施

本市の最終処分場は 2011 年度（平成 23 年度）に埋め立てを完了しているため、市外 of 最終処分場に埋め立てをするしかありません。今後も安全かつ適正な最終処分を継続するため最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保していきます。

○主な取組

- ・最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保します。
- ・適正に最終処分を行います。

⑤最終処分場の維持管理

関係法令等を遵守し、適正に最終処分場の維持管理を行います。

○主な取組

- ・埋め立てが完了した最終処分場の維持管理を適切に行います。

⑥ごみの収集方法の検討

ごみの収集方法・収集品目・収集回数等については、ごみの発生状況や社会情勢の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討していきます。

○主な取組

- ・適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討します。
- ・他市町村の収集方法を調査・研究します。

⑦超高齢社会への対応

高齢者など、ごみの排出が困難な市民向けの訪問収集事業については、関係部局と連携し、地域コミュニティや民間事業者との協働といった様々な角度からアプローチし、市民のニーズに対応したサービスの拡充と利用促進を図ります。

○主な取組

- ・ごみの訪問収集を実施します。
- ・在宅医療廃棄物の排出方法について周知します。

⑧処理困難物への対応

市で処理が困難なものについては、民間事業者の協力による処理体制を確保し、適正な処理を実施していきます。

○主な取組

- ・民間事業者の情報を収集します。
- ・市で収集をしない廃棄物について周知します。

⑨不法投棄の防止

不法投棄の未然防止、早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、県等の関係機関との連携強化など、監視体制の強化を図ります。土地の管理者には看板等を設置するなど不法投棄を防止する措置を講ずるよう指導します。

○主な取組

- ・県との合同パトロールの実施や関係機関との連携により監視体制の強化を図ります。
- ・土地の管理者に看板等を提供します。

⑩資源物持ち去りへの対応

資源物の持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールやGPSを使用した追跡調査などを引き続き行い、警察等関係機関とも連携しながら対応していきます。

○主な取組

- ・職員によるパトロールやGPSを使用した追跡調査を行います。
- ・警察等関係機関と連携し取り締まりを行います。

⑪災害廃棄物への対応

災害時に発生する多種多様な廃棄物に対応するため、仮置き場の確保や関係機関等との協力体制の構築などを通じて、収集から最終処分までの一貫した体制を構築します。

○主な取組

- ・仮置き場候補地の選定を行います。
- ・災害廃棄物の分別区分を確定し、平常時に事前周知を行います。
- ・関係機関との協力体制の構築を行います。

4 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分及び排出方法等

	種類別	分別区分		収集頻度	排出容器
1	可燃	可燃ごみ		週 3 回	透明又は白色半透明の袋
2	不燃	不燃ごみ	不燃ごみ	月 2 回	透明又は白色半透明の袋
			小型家電	月 2 回	袋に入れずそのまま
3	資源	資源物	びん・かん・ペットボトル	月 2 回	指定コンテナ(集積所に配布)
4			かん	月 2 回	指定コンテナ(集積所に配布)
5		紙・布	新聞紙・チラシ	月 2 回	紐で十文字にしぼる
6			雑誌	月 2 回	紐で十文字にしぼる
7			段ボール	月 2 回	紐で十文字にしぼる
8			雑紙	月 2 回	紐で十文字にしぼる 又は、紙袋に入れる
9			紙パック	月 2 回	紐で十文字にしぼる
10			古繊維類	月 2 回	透明又は白色半透明の袋
11	有害・危険ごみ	有害ごみ	乾電池	月 2 回	赤色コンテナ(集積所に配布)
12			水銀体温計	月 2 回	
13			蛍光灯	月 2 回	
14		危険ごみ	カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てライター、リチウムイオン電池製品	月 2 回	
15	粗大ごみ		一辺が 50cmを超え 2m未満の大型ごみ	随時	各戸電話申込 (有料) 施設直接搬入 (有料)

(2) ごみ集積所及び収集方法

① ごみ集積所

ごみ集積所は、複数世帯により構成されるステーション方式を原則とする。一つの集積所の構成世帯数は 10 世帯から 20 世帯程度が望ましい。

ごみ集積所は、利用者、近隣住民、地権者及び隣接地権者と十分協議し、合意を得た上で、交通安全上及び収集に支障の無い場所に設置するものとする。

集積所の設置後、その利用に関し疑義等が生じた場合は、利用者において適切に対応するものとする。

ごみ集積所の維持管理（清掃、補修等含む。）及びダストボックスの設置等は、管理者若しくは利用者で行うものとする。

また、ダストボックス（これに類するものを含む。）は、道路以外の場所に設置するものとし、既に道路上に設置されているものについては、交通安全上支障があると判断された場合及び交換時等に、道路以外の場所に移設するものとする。

② 収集方法

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害・危険ごみについては、地区ごとに別表に定める収集曜日の朝 8 時までに集積所に排出されたものを収集する。

また、粗大ごみについては、戸別収集を基本とする。やむを得ない場合は、排出者が自ら中間処理施設に搬入する方法とする。

（３）収集しない一般廃棄物

① 排出禁止物 「春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）」第 22 条第 1 項各号に定める一般廃棄物

② 適正処理困難物 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 3 の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示（平成 6 年厚生省告示第 51 号）」で指定された一般廃棄物（廃スプリングマットレスを除く。）

③ 一時多量ごみ

引越し、大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ

（４）収集しない一般廃棄物の処理方法

① 排出禁止物

ア 排出禁止物の処理は、排出者が、適正に処理できる者又は購入した小売業者に引き取りを依頼する。

イ 特定家庭用機器再商品化法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処理は、排出者が、購入した小売業者若しくは買い替えをする小売業者に引き取りを依頼、又は指定引取場所へ運搬するよう市の許可業者に収集運搬を依頼若しくは指定引取場所へ自ら運搬する。

ウ 使用済みパソコンの処理は、排出者が、メーカーに回収を申し込む。回収するメーカーがないときは、排出者が、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会又はリネット

ジャパン(株)に回収を申し込む。

エ 在宅医療廃棄物の処理は、排出者が、かかりつけの医療機関、薬局等に相談して適切な処理を行う。

② 適正処理困難物

排出者が、適正に処理できる者又は購入した小売業者に引き取りを依頼する。

③ 一時多量ごみ

排出者が、自ら計画的に少量ずつごみ集積所に出す又は市の許可業者に収集運搬を依頼する。

(5) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業

「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物(ごみ)処理業の許可基準及び許可方針」(平成19年9月20日環境経済部長決裁)による。

5 中間処理計画

(1) 中間処理施設の概要

①市所有処理施設

可燃ごみ処理施設	施設名称	春日部市豊野環境衛生センター
	所在地	春日部市豊野町三丁目6番地
	焼却能力	133t/日×3炉 合計 399t/日
	炉形式	全連続燃焼式焼却炉
	処理対象	可燃ごみ
	余熱利用	3,100kW発電（場内利用、余剰電力を売電）
	竣工日	平成6年3月
可燃ごみ以外の ごみ処理施設	施設名称	春日部市クリーンセンター
	所在地	春日部市豊野町三丁目9番地1
	処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
	処理内容	破碎・選別
	処理能力	80t/5時間 横型破碎機
	竣工日	平成4年7月
	施設名称	春日部市資源選別センター
	所在地	春日部市豊野町三丁目9番地1
	処理対象	資源物（びん・かん・ペットボトル）、有害・危険ごみ
	処理内容	手選別・磁選別、圧縮・梱包
	処理能力	びん ----- 15t/5時間 かん ----- 10t/5時間 ペットボトル ----- 5t/5時間
	竣工日	平成6年6月

（市の処理施設への搬入可能な日）

施設名 \ 区分	委託収集業者 許可業者	事業者※	市民
豊野 環境衛生センター （可燃ごみ）	月曜日～土曜日 （祝日及び12/29～1/3を 除く。ただし、委託収集が ある場合は搬入可）	月曜日～金曜日 （祝日及び12/29～1/3を除く。）	
クリーンセンター （不燃・粗大ごみ）	月曜日～金曜日 （月の第5週の祝日、月曜日の祝日） 及び12/29～1/3を除く。）		月曜日～金曜日 （月曜日の祝日及び 12/29～1/3を除く）
資源選別センター （資源物）			

※ 許可業者のうち、計量カードを交付されていない業者を含む。

(市の処理施設の搬入可能な時間)

施設名 \ 区分	委託収集業者 許可業者	事業者※	市民
豊野 環境衛生センター	8:30～16:30	8:30～11:30、13:00～16:30	
クリーンセンター	9:00～11:30、 13:00～16:30		
資源選別センター			

※ 許可業者のうち、計量カードを交付されていない業者を含む。

(市の処理施設の受入基準)

施設名	受入基準
豊野 環境衛生センター	(1) 1 辺が 50cm 以下である可燃ごみであること。 (2) 資源物、金属類又は不燃物が混入されていないこと。 (3) 剪定した生木・小枝、植木の枝葉は、長さ 50cm 以下、かつ、太さ 10cm 以下であること。 (4) 当該施設で処理が可能である一般廃棄物であること。
クリーンセンター	(1) 不燃ごみは、1 辺 50cm 以下のごみであること。 (2) 粗大ごみは、1 辺が 50cm を超え、2m 未満のごみであること。 (3) 木材は、最も厚い部分の厚さが 5cm 以下であること。 (4) 当該施設で処理が可能である一般廃棄物であること。 (5) 廃棄物の処理に関する法令で処分方法が定められている廃棄物以外のものであること。
資源選別センター	(1) 飲料、食品用のびん、かん又はペットボトルであること。 (2) 有害ごみは、蛍光灯、水銀体温計、乾電池であること。 (3) 危険ごみは、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てライター、リチウムイオン電池製品であること。(いずれも使い切ったもの)

(各施設共通事項)

- (1) 運搬車両等は、一般廃棄物が飛散又は流出しない、かつ、悪臭が漏れないように適正な措置を講じてあること。
- (2) 産業廃棄物が混入していないこと。

②許可業者による搬出処理施設

事業系一般廃棄物等の市外処理施設	施設名称	株式会社アイル・クリーンテック寄居工場
	所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
	処理対象	食品残さ・動植物性残さ
	処理内容	堆肥化
	処理能力	108t/日
	施設名称	株式会社生ごみリサイクルセンター
	所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1084番地1
	処理対象	食品残さ
	処理内容	堆肥化
	処理能力	4.5t/日
	施設名称	農事組合法人百姓倶楽部
	所在地	茨城県下妻市大木1028番地1
	処理対象	食品残さ
	処理内容	肥料化・堆肥化
	処理能力	10t/日
	施設名称	ニューエナジーふじみ野株式会社
	所在地	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1
	処理対象	食品残さ
	処理内容	メタン発酵・ガス化・発電
	処理能力	40t/日
	施設名称	エルエス工業株式会社
	所在地	栃木県那須塩原市高林307番地5
	処理対象	動物死体及び付随汚物
	処理内容	焼却処理
	処理能力	75kg/時間×2基
	施設名称	有限会社みどりサービス
	所在地	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻3871番地1
	処理対象	木質系廃棄物
	処理内容	破碎・チップ化
	処理能力	195t/日
	施設名称	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン
	所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山330番地1
	処理対象	廃蛍光管
	処理内容	破碎・マテリアルリサイクル
	処理能力	23t/年
	施設名称	野村興産株式会社
	所在地	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
	処理対象	廃乾電池等
	処理内容	焙焼・マテリアルリサイクル
	処理能力	36.5t/年
	施設名称	JFE条鋼株式会社 鹿島製造所
	所在地	茨城県神栖市南浜7番地
	処理対象	廃乾電池
	処理内容	溶融・マテリアルリサイクル
	処理能力	36.5t/年

施 設 名 称	株式会社エコ計画
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区仲町 4 - 2 - 2 0 エコ計画浦和ビル
処 理 対 象	破碎処理困難物（ベットマット）
処 理 内 容	破碎・焼却処理
処 理 能 力	2 8 . 5 t / 年
施 設 名 称	株式会社市川環境エンジニアリング埼玉支店
所 在 地	埼玉県狭山市大字中新田字芝 2 7 6 番地 4
処 理 対 象	破碎処理困難物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず等）
処 理 内 容	破碎・焼却処理
処 理 能 力	3 3 t / 年
施 設 名 称	長沼商事株式会社
所 在 地	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 番地の 7
処 理 対 象	①破碎処理困難物（傘）②スプレー缶・ライター
処 理 内 容	①破碎・サーマルリサイクル・マテリアルリサイクル ②無害化处理・破碎・マテリアルリサイクル
処 理 能 力	① 5 0 t / 年 ② 1 0 0 t / 年

（２）搬入される廃棄物の計画処理量※

（単位：t / 年）

施設名	予定搬入量	内 訳
春日部市豊野環境衛生センター	60,742	可燃ごみ 60,742
春日部市クリーンセンター	3,358	不燃ごみ 2,051 粗大ごみ 1,307
春日部市資源選別センター	3,612	びん・かん・ペットボトル 2,542 その他 1,070

※ 数値は、実態を鑑み、令和 5 年度の実績値を用いている。

（３）中間処理後の計画資源化量※

（単位：t / 年）

施設名	予定搬入量	予定資源化量			
		金属	ガラス類	ペットボトル	その他
春日部市豊野環境衛生センター	60,742				5,969
春日部市クリーンセンター	3,358	803			
春日部市資源選別センター	3,612	592	1,204	746	1,070

※ 数値は、実態を鑑み、令和 5 年度の実績値を用いている。

(4) 使用済小型電子機器の再資源化

使用済小型電子機器は、国に認定された処理業者に引き渡し、適正に再資源化をする。

(5) 一般廃棄物（ごみ）処分業

「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物（ごみ）処理業の許可基準及び許可方針」（平成19年9月20日環境経済部長決裁）による。

6 最終処分計画

(1) 埋立処分

(単位：t／年)

種類	施設名	所在地	計画埋立量	埋立方法
焼却残渣	ジークライト (株) エコポー ト最終処分場	山形県米沢市大 字板谷字四郎右 エ門沢 773-1～2	1,600	管理型
	(株) アシスト 最終処分場	山形県村山市大 字 富 並 字 百 森 4889-10	600	管理型
	(株) ウィズウ ェイストジャパ ン小野ウェイス トパーク	福島県田村郡小 野町大字南田原 井字大和久 169- 2 外	500	管理型
不燃残渣	埼玉県環境整備 センター	埼玉県大里郡寄 居町大字三ヶ山 368	700	管理型
	ジークライト (株) エコポー ト最終処分場	山形県米沢市大 字板谷字四郎右 エ門沢 773-1～2	300	管理型

(2) 焼却・不燃残渣の資源化施設

種類	施設名	所在地	予定資源化量 (t)	処理方法
焼却残渣	太平洋セメント (株) 熊谷工場	埼玉県熊谷市大 字三ヶ尻 5310	2,952	セメント資源化
	ツネイシカムテ ックス(株)埼玉工 場	埼玉県大里郡寄 居町大字三ヶ山 250-1	2,800	人工砂資源化

第2編 生活排水処理実施計画

1 計画区域

春日部市全域

2 処理計画人口等※

計画区域内人口 230,380 人

- ① 公共下水道人口 202,411 人
- ② 合併処理浄化槽人口 13,504 人
- ③ 単独処理浄化槽人口 13,439 人
- ④ し尿収集人口 1,026 人

※ 数値は、実態を鑑み、令和5年度の実績値を用いている。

3 合併処理浄化槽の設置促進

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

浄化槽処理促進区域内における単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換による設置費の一部を補助する。

(2) 普及啓発

浄化槽の保守点検、法定点検、清掃、合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報やホームページなどによる啓発を行う。

4 収集運搬※

区分	収集形態	年間排出量 (kℓ/年)	収集頻度
し尿	委託(市)・許可業者	1,755	原則月2回まで
浄化槽汚泥	許可業者	18,168	清掃実施の都度
計		19,923	

※ 数値は、実態を鑑み、令和5年度の実績値を用いている。

(1) し尿は、市が委託した業者により、原則月2回までの収集を行う。

(2) 浄化槽汚泥は、市が許可した収集運搬業者に依頼し、春日部市汚泥再生処理センター

に搬入する。

(3) 仮設トイレ等のし尿は、市が許可した収集運搬業者に依頼し、春日部市汚泥再生処理センターに搬入する。

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業は、「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業の許可基準及び許可方針」（平成19年9月20日環境経済部長決裁）による。

5 施設の概要

施設名称	春日部市汚泥再生処理センター（かんきょうゆめランド）
所在地	春日部市豊野町三丁目6番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、春日部市学校給食センターの生ごみ処理汚泥
処理方式	下水道投入固液分離方式
処理能力	69 kℓ/日
竣工年月	平成29年2月

（市の処理施設への搬入可能な日）

区分 施設名	委託収集業者 許可業者	事業者	市民
汚泥再生 処理センター	月曜日～土曜日 (12/31～1/3、祝日は除く)	—	—

（市の処理施設の搬入可能な時間）

区分 施設名	委託収集業者 許可業者	事業者	市民
汚泥再生 処理センター	8:30～16:30	—	—

(市の処理施設の受入基準)

施設名	受入基準
汚泥再生 処理センター	(1) し尿及び浄化槽汚泥並びに春日部市学校給食センターの生ごみ処理汚泥（以下「し尿等」という。）であること。 (2) 当該施設における処理に支障を来すような異物が含まれていないこと。 (3) 1日の搬入量が、1つの排出元につき40トン以下にすること。 (4) 1日の搬入量が1つの排出元につき20トンを超える場合は、1週間前までに当該施設に連絡し、受入の了解が得られていること。 (5) 浄化槽汚泥については、生物化学的酸素要求量(BOD)21,000mg/ℓ未満、浮遊物質(SS)25,000mg/ℓ未満、全窒素(T-N)5,000mg/ℓ未満、全リン(T-P)780mg/ℓ未満とすること。 (6) 産業廃棄物が混入していないこと。 (7) 運搬車両等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れないように適正な措置を講じてあること。

別表

地 区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物（びん・かん・ペットボトル）	資源物（古紙・古繊維類）
赤崎	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
赤沼	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
飯沼	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
一ノ割	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
一ノ割１丁目１～７番	火・木・土	第１・３水	第２・４金	第１・３金
一ノ割１丁目８～３２番	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
一ノ割２～４丁目	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
牛島	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
内牧	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
梅田	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
梅田本町	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
榎	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
大枝（線路東側）	火・木・土	第１・３金	第２・４水	第１・３水
大枝（線路西側（武里団地以外））	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
大沼１・２・７丁目	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
大沼３～６丁目	月・水・金	第１・３火	第２・４木	第１・３木
大畑（線路東側）	火・木・土	第１・３水	第２・４金	第１・３金
大畑（線路西側）	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
大場（線路東側）	火・木・土	第１・３水	第２・４金	第１・３金
大場（線路西側）	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
大倉（線路北側）	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
大倉（線路南側）	火・木・土	第１・３水	第１・３金	第２・４月
粕壁	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
粕壁１～４丁目	火・木・土	第２・４水	第１・３金	第２・４金
粕壁東１～６丁目	火・木・土	第２・４水	第１・３金	第２・４金
金崎	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
上大増新田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
上金崎	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
上吉妻	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土

地 区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物（びん・かん・ペットボトル）	資源物（古紙・古繊維類）
上蛭田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
上柳	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
神間	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
木崎	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
櫛	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
倉常	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
小平	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
小渕	火・木・土	第２・４水	第１・３金	第２・４金
米崎	火・木・土	第１・３水	第１・３金	第２・４月
米島（線路北側）	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
米島（線路南側）	火・木・土	第１・３水	第１・３金	第２・４月
栄町	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
下大增新田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
下吉妻	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
下蛭田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
下柳	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
新川	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
新宿新田（線路北側）	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
新宿新田（線路南側）	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
水角	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
薄谷	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
千間１丁目	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
武里団地	火・木・土	第１・３金	第２・４水	第１・３水
武里中野（みどり住宅除く）	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
武里中野（みどり住宅）	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
立野	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
中央	月・水・金	第１・３火	第２・４木	第１・３木
銚子口	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
塚崎	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
豊野町１～３丁目	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水

地 区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物 (びん・かん・ペットボトル)	資源物 (古紙・古繊維類)
道口蛭田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
道順川戸	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
永沼	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
新方袋 (大增中学校付近の飛地以外)	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
新方袋 (大增中学校付近の飛地)	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
西親野井	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
西金野井 (線路北側)	月・水・金	第２・４火	第２・４木	第１・３土
西金野井 (線路南側)	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
西宝珠花	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
西八木崎	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
八丁目	火・木・土	第２・４水	第１・３金	第２・４金
花積	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
浜川戸	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
東中野	火・木・土	第２・４金	第２・４水	第２・４月
樋掘	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
樋籠	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
備後西１～５丁目	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
備後東１～８丁目	火・木・土	第１・３水	第２・４金	第１・３金
藤塚	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
不動院野	火・木・土	第２・４水	第１・３金	第２・４金
本田町	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水
増戸	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
増富	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
増田新田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
緑町１～６丁目	火・木・土	第１・３水	第２・４金	第１・３金
南１～３丁目	月・水・金	第１・３火	第２・４木	第１・３木
南４～５丁目	月・水・金	第１・３木	第２・４火	第１・３火
南栄町	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
南中曾根 (飛地を除く)	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
南中曾根 (飛地)	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火

地 区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物 (びん・かん・ペットボトル)	資源物 (古紙・古繊維類)
八木崎町	月・水・金	第２・４火	第１・３木	第２・４木
谷原１～３丁目	月・水・金	第１・３火	第２・４木	第１・３木
谷原新田	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
豊町１・２・５丁目	月・水・金	第１・３火	第２・４木	第１・３木
豊町３・４・６丁目	月・水・金	第２・４木	第１・３火	第２・４火
芦橋	月・水・金	第１・３木	第１・３火	第１・３土
六軒町	火・木・土	第２・４金	第１・３水	第２・４水

ただし、年末年始については、収集曜日が変則になる場合がある。